

## 第 8 期大学分科会における部会等の設置について

平成 27 年 3 月 24 日  
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第 6 条第 1 項及び中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

### 1. 大学教育部会

(所掌事務)

大学制度と教育の在り方について専門的な調査審議を行う。

### 2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方について専門的な調査審議を行う。

### 3. 法科大学院特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善について専門的な調査審議を行う。

### 4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第 112 条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。